

○北海道核燃料税条例施行規則

北海道核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成30年 8 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第60号

北海道核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北海道核燃料税条例（平成30年北海道条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申告書等の様式)

第 2 条 条例第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する申告書並びに同条第 3 項に規定する修正申告書は、別記第 1 号様式によるものとする。

(申告納付期限の指定申請等)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項に規定する価額割の申告納付の期限の指定を受けようとする者は、同項に規定する申告納付の期限の15日前までに、別記第 2 号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、申告納付の期限を指定するかどうかを決定し、その旨を別記第 3 号様式の通知書により申請した者に通知するものとする。

(更正等の通知書)

第 4 条 地方税法（昭和25年法律第226号）第276条第 4 項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、同法第278条第 6 項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は同法第279条第 5 項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、別記第 4 号様式の通知書により行うものとする。

(賦課徴収)

第 5 条 核燃料税の賦課徴収については、前 3 条に定めるもののほか、北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の定めるところによる。この場合において、同規則第 6 条第 1 項ただし書中「及び道固定資産税」とあるのは「、道固定資産税及び核燃料税」と、同規則第26条第 4 号中「第61条の21」とあるのは「第61条の21並びに北海道核燃料税条例（平成30年北海道条例第 4 号）第 8 条及び第 9 条」とする。

注 平成31年10月1日から施行〔平成30年規則第60号〕

(賦課徴収)

第5条 核燃料税の賦課徴収については、前3条に定めるもののほか、北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の定めるところによる。この場合において、同規則第6条第1項ただし書中「及び道固定資産税」とあるのは「、道固定資産税及び核燃料税」と、同規則第26条第4号中「第63条の13」とあるのは「第63条の13並びに北海道核燃料税条例（平成30年北海道条例第4号）第8条及び第9条」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 北海道核燃料税条例施行規則（平成25年北海道規則第72号）は、この規則の施行後も、北海道核燃料税条例（平成25年北海道条例第8号）附則第5項の規定により同条例がなおその効力を有することとされる限りにおいて、なおその効力を有する。

(北海道税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年北海道規則第49号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「北海道核燃料税条例施行規則（平成25年北海道規則第72号）」を「北海道核燃料税条例施行規則（平成30年北海道規則第60号）」に改める。